

【参考】通所・訪問系専用〔申込みフォーム〕体系図

大項目	中項目	小項目
□高齢者向けサービス	□通所系サービス	□通所介護、地域密着型通所介護
		□通所リハビリテーション
		□短期入所生活介護
		□短期入所療養介護
		□認知症対応型通所介護
		□小規模多機能型居宅介護
		□看護小規模多機能型居宅介護
		□選択型通所サービス
	□訪問系サービス	□訪問介護
		□訪問入浴介護
		□訪問看護
		□福祉用具貸与、特定福祉用具販売
		□訪問リハビリテーション
		□居宅療養管理指導
		□定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		□夜間対応型訪問介護
		□居宅介護支援
		□介護予防支援・地域包括支援センター（ランチ含む）
	□その他のサービス	□老人福祉センター
□障がい者向けサービス	□通所系サービス	□障がい者向け通所サービス 生活介護、短期入所、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
		□障がい児向け通所サービス 放課後等デイサービス、児童発達支援、児童発達支援（医療型）、児童発達支援（居宅訪問型）、児童発達支援センター、保育所等訪問支援
	□訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	□障がい福祉サービスのみ
		□介護保険サービスの指定も受けている 【介護保険法に基づく指定】 訪問介護、介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス
	□相談系サービス 地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障がい児相談支援	□障がい福祉サービスのみ
		□介護保険サービスの指定も受けている 【介護保険法に基づく指定】 居宅介護支援
	□地域生活支援事業	□地域生活支援事業 移動支援（障がい福祉サービスの指定なし）、地域活動支援センター（生活支援型）、地域活動支援センター（活動支援型）、障がい者相談支援事業、聴覚言、語障がい者コミュニケーション支援事業、手話通訳者等養成事業、手話奉仕員養成事業、点訳奉仕員養成事業、要約筆記養成及び派遣事業、盲ろう者通訳・介助者派遣及び養成事業、発達障がい者支援センター事業（センター運営）、重度障がい者入浴サービス事業、日中一時支援事業、障がい者社会参加促進事業、更生訓練活動事業、在宅中途失明者訪問指導事業、障がい者就業・生活支援センター
		<p>＊障がい福祉サービスの指定を受けている事業者が、地域生活支援事業を実施している場合は、障がい福祉サービスとして申込みをしてください</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「移動支援事業（障がい福祉サービスの指定あり）」「重度障がい者就業支援事業」「重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業」は、「訪問系サービス」から申込みをしてください ●「医療的ケアを必要とする重症心身障がい児支援事業」は、「通所系サービス」から申込みをしてください